

# 第6条 生きる権利、発達する権利

子どもの権利プロモーター講座  
基礎コース第2回 第1日(2025.3.21)

定者 吉人

## 講師の訳について

公式文(英文)、政府訳と対象しながら講師の訳を読んでいきます。

全文(PDF)は[こちら](#)。

## 今回、主として読む条文

- 6条
- 18条
- 24条
- 27条

## 第6条

### 【私訳】

すべての子どもには、生きる権利がある。日本は、子どもの生存と発達を、全力をあげて、確かに守る。

## 【政府訳】

1. すべての子どもは、その生命を享有する固有の権利を有する。
2. 各締約国は、子どもの生存及び発達を可能な限り最大限に確保するために必要な措置を講じなければならない。

## Article 6

1. States Parties recognize that every child has the inherent right to life.
2. States Parties shall ensure to the maximum extent possible the survival and development of the child.

# 条文のポイント1

- 「inherent」は、「内在する」または「本質的な」という意味。何かに元々備わっていて、外から加えられるものではなく、そのもの自体の性質として存在していることを示す。
- "inherent right" (固有の権利) という表現は、その権利が外部から与えられるのではなく、人が生まれながらにして持っている本質的な権利であることを意味する。

## 条文のポイント2

### 生存と発達の確保

- 締約国には、単に子どもの生命を維持するだけでなく、子どもが十分に成長・発達できる環境を提供する義務がある。
- 第6条2項は、子どもの発達を促進するために、締約国があらゆる可能な措置を講じることを求めている。これには、栄養、医療、学び、福祉など、子どもの全体的な幸福を支える施策が含まれる。

### 最大限の努力義務

- 締約国は、子どもの生存と発達のために「可能な限り最大限」に努めなければならない。
- この表現は、各国が自国の経済状況や社会情勢に応じて、子どもの権利実現のためにできる限りの努力をすることを強く求めるもの。

## 近年の権利委員会の最終所見から一共通する課題・傾向

- 若年層の自殺とメンタルヘルスの問題

委員会は各国に自殺予防戦略の強化、精神保健サービスへの投資、学校など身近な場での相談支援体制充実を勧告している。

- 子どもの死亡率と健康格差—高所得国である国々でも、地域・人種・社会階層間で乳幼児死亡率や健康水準に差異が見られる。

委員会は「社会的に最も弱い立場の子どもが健康面で取り残されないように」という観点から、格差是正の取り組みを各国に要請。

- 子どもの死亡事例の検証(チャイルド・デス・レビュー)制度
- 子どもに対する暴力の根絶 委員会は共通して「あらゆる暴力から子どもを守る」ことを強調。
- 子どもの生存に関わる事象(死亡率、自殺率、健康指標、虐待発生率等)のデータを詳細に収集分析し、政策立案・評価を行うよう勧告している。

## 特に日本への懸念と勧告

- **競争社会と子どものプレッシャー**：日本では教育や社会の競争原理が子どもの生活を圧迫し、精神的な重荷となっていることが特筆されている。

委員会は「子どもが子ども時代を十分に楽しめるように」するため、過度な学業競争や塾通いで子どもが追いつめられないよう、教育制度や社会意識の見直しを求めている。

- **高い若年層自殺率への緊急対応**：10代の自殺率は際立って高い水準にあり委員会は深い憂慮を示した。

具体的には、専門家による調査研究の推進、子ども自身によるSOS発信を受け止める相談体制の整備などが挙げられている。

## 第7条(第1項)

### 【私訳】

第7条 子どもは、生まれると同時に、名前と国籍を持つ権利がある。

またできるかぎり、両親を知り、両親によって育てられる権利を持つ。

## 【政府訳】

1. 児童は、出生の後直ちに登録される。児童は、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有するものとし、  
また、できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する。

# Article 7

1. The child shall be registered immediately after birth and shall have the right from birth to a name, the right to acquire a nationality and as far as possible, the right to know and be cared for by his or her parents.

子どもの生存や発達のうえでの  
家庭の大切さについて

## 前文

Recognizing that the child, for the full and harmonious development of his or her personality, should grow up in a family environment, in an atmosphere of happiness, love and understanding,

## 前文のポイント

- for the full and harmonious development his or her personality その人らしさが完全に調和よく(発達するべき)
- in a family environment in an atmosphere of happiness, love and understanding しあわせで、愛にあふれ、互いを理解し合う家庭で

# 第18条

## 【私訳】

子どもを育てるのは、その子の父と母との共通の責任である。日本は、この考えが広く行き渡るように、最善の努力を行う。父と母が子どもを育てるときには、子どもにとって一番いいことを、基本にしなければならない。

日本は、父母が子どもを育てる責任を十分に果たすことができるよう、必要な援助を行う。

## 【政府訳】

1 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するという原則についての認識を確保するために最善の努力を払う。父母又は場合により法定保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する。児童の最善の利益は、これらの者の基本的な関心事項となるものとする。

2 締約国は、この条約に定める権利を保障し及び促進するため、父母及び法定保護者が児童の養育についての責任を遂行するに当たりこれらの者に対して適当な援助を与えるものとし、また、児童の養護のための施設、設備及び役務の提供の発展を確保する。

## 第18条(続き)

3 締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適切な措置をとる。

# 第18条

## Article 18

1. States Parties shall use their best efforts to ensure recognition of the principle that both parents have common responsibilities for the upbringing and development of the child. Parents or, as the case may be, legal guardians, have the primary responsibility for the upbringing and development of the child. The best interests of the child will be their basic concern.

## 第1項のポイント

- For the purpose of guaranteeing and promoting the rights set forth in the present Convention この条約に書かれた権利を保障し推進するために
- the principle that both parents have common responsibilities for the upbringing and development of the child 両親には子どもが育ち発達するための共通の責任がある
- Parents or, as the case may be, legal guardians, have the primary responsibility 第一番目の責任がある

2. For the purpose of guaranteeing and promoting the rights set forth in the present Convention, States Parties shall render appropriate assistance to parents and legal guardians in the performance of their child-rearing responsibilities and shall ensure the development of institutions, facilities and services for the care of children.

## 第2項のポイント

- For the purpose of guaranteeing and promoting the rights set forth in the present Convention この条約に書かれた子どもの権利を保障し推進するために
- States Parties shall render appropriate assistance to parents in the performance of their child-rearing responsibilities 日本は両親などが子どもが育ち発達するための養育責任を果たすため、適切な支援を行う

## 一般意見第7号(2005)における指摘

子どもの権利委員会は、特に早期幼児期における家族支援の重要性を説いており、

質の高い保育サービスや親の学びへの働きかけ・助言が子どもの発達にとって不可欠であると強調している。

## 各国への最終所見での懸念と勧告

- **育児支援サービスの不足**：委員会は「子どもを預ける施設・サービスの整備」が不十分なことに懸念を示し、  
自治体レベルで親に適切な保育サービス・パッケージ を提供するよう勧告している。
- **長時間労働とワークライフバランスの欠如**：委員会は親が長時間労働や不安定就労に従事している場合、子どもと過ごす時間や適切に関わる余裕がなく、子どもの発達に悪影響を及ぼす恐れがあると指摘し、  
**仕事と家庭生活の両立できるよう**、家庭の支援強化を勧告している。

- **ひとり親家庭や脆弱な家庭への支援不足** 離婚や死別等で片親が養育する家庭、障がい児を抱える家庭、貧困家庭などでは、特に支援ニーズが高いにもかかわらず十分な公的支援が行き届いていない

委員会は各国に対し、そうした**脆弱な家族に対する特別な支援プログラム**（育児ヘルパー派遣、経済的支援等）を強化するよう繰り返し勧告している。

健康に生活する権利

# 第24条

## 【私訳】

子どもは、最高水準の健康的な生活を楽しむ権利、病気になったときは治療を受け、健康を回復する権利を持っている。

## 【政府訳】

1 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める。

締約国は、いかなる児童もこのような保健サービスを利用する権利が奪われないことを確保するために努力する。

## Article 24

1. States Parties recognize the right of the child to the enjoyment of the highest attainable standard of health and to facilities for the treatment of illness and rehabilitation of health.

States Parties shall strive to ensure that no child is deprived of his or her right of access to such health care services.

## 条文のポイント

- 「right of the child to the enjoyment of the highest attainable standard of health」 最高水準の健康的な生活を楽しむ権利
- "right to facilities for the treatment of illness and rehabilitation of health" 病気になったときは治療を受け、健康を回復する(サービスを受ける)権利

# ポイント1

- 健康はあらゆる子どもが生存し成長し発達する機会を持つための基本となる権利として位置づけられる
- 健康への権利は医療を受けることに留まらない包括的な権利
  - 適時かつ適切な治療だけでなく、予防的な保健活動や健康増進、リハビリや緩和ケア、さらには安全な環境・栄養・衛生といった健康の基礎的要因へのアクセス
- 十分な数の訓練された医療専門職の配置、子どもに配慮した医療態勢の整備、連携体制
- 初期発達への投資(母子保健サービスや幼児への栄養・愛着形成支援)が子どもの一生涯の健康に影響(子どもの権利委員会一般的意見第7号)

## ポイント2 差別の禁止と平等なアクセス

- 子どもの健康は人種、肌の色、性別、言語、宗教、出自、障害の有無等いかなる属性によっても損なわれてはならない。
  - 複合的な差別
- 特にジェンダーに基づく差別の是正
  - 女子胎児の選別や幼い女兒への十分でない栄養・医療、健康情報への男女差など
  - 社会的性別規範、伝統や慣習が健康に及ぼす影響
  - 女子が性的・生殖に関する健康情報やサービスから排除されないこと
  - 若年妊娠や性的暴力
  - 女子の政治的・社会的エンパワーメント

## ポイント3 メンタルヘルスと自殺対策

- 子ども権利委員会は、特に青少年の自殺が深刻な国（例：日本や韓国、北欧諸国など）では委員会も強い懸念を表明している。日本に対しては、青少年の自殺率の高さとその背景にあるストレスや精神障害への対策が不十分であることが繰り返し指摘してきた。
- 若者の自殺対策としてメンタルヘルスサービスへの投資拡大、学校カウンセラーの配置、悩みを抱える青少年が気軽に相談できるホットラインの整備などを提言。
- 子どもの精神保健について偏見・スティグマの解消の必要。
- 他方、発達障害（例：ADHD）の過剰診断や薬物投与について懸念を示している。

からだや心が成長発達するために  
必要で十分な環境

# 第27条第1項

## 【私訳】

すべての子どもには、からだや心、社会で生活する能力などが成長発達するために必要で十分な環境が保障される。

## 【政府訳】

1 締約国は、児童の身体的、精神的、道徳的及び社会的な発達のための相当な生活水準についてのすべての児童の権利を認める。

## Article 27

1. States Parties recognize the right of every child to a standard of living adequate for the child's physical, mental, spiritual, moral and social development.

## 第1項のポイント

- right of every child to a standard living ひとりひとりの子どもには、・・・の水準の生活を保障される権利がある
- adequate for the child's physical, mental, spiritual, moral and social development からだや心、精神、道徳、社会で生活する能力など成長発達するためにふさわしい

## 【政府訳】

2 父母又は児童について責任を有する他の者は、自己の能力及び資力の範囲内で、児童の発達に必要な生活条件を確保することについての第一義的な責任を有する。

(以下、略)

## Article 27

2. The parent(s) or others responsible for the child have the primary responsibility to secure, within their abilities and financial capacities, the conditions of living necessary for the child's development.

(続き)

3. States Parties, in accordance with national conditions and within their means, shall take appropriate measures to assist parents and others responsible for the child to implement this right and shall in case of need provide material assistance and support programmes, particularly with regard to nutrition, clothing and housing.

## 第2項、第3項のポイント

親などの第一次的責任と締約国による支援義務

第18条第1項、第2項と同じ考え方

# 日本の課題 子どもの貧困

- 子どもの貧困
  - 厚生労働省の「国民生活基礎調査」(2022年)によると、日本の子どもの貧困率は11.5%。
  - ひとり親世帯では貧困が特に顕著。
  - 2020年に施設に入所した子どもたちの9.2%が、親の就労・経済的理由により施設に入らざるを得なかった。

# 子どもの権利委員会の最終所見

- 2010年の最終所見で、子どもの貧困根絶のために適切な資源を配分することや貧困の複合的要因、子どもの発達に対する権利及び全ての家族(ひとり親家庭を含む)に確保されるべき生活水準を考慮に入れた貧困削減戦略の策定を勧告した。
- 2019年の最終所見で「子どもの貧困対策に関する大綱(2014年)」を確実に実施するよう求める勧告を行った。

親が第一次的責任を果たす上で直面する経済的困難に対し、国家が十分な配慮と支援を行うべきとの立場から、国家による経済的支援(現金給付やサービス提供)を充実させ、子どもの貧困解消に向けた計画を推進するよう繰り返し促す。